

幼稚園・認定こども園の皆様

全国の各園で今後の再開に向けて取り組んでいらっしゃると思います。5月22日、文部科学省より「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（5月22日）」が発出されました。

私たちは準備や対応を進めなければなりません。私の立場で何かできることはないかと考え、なんらかの参考になればと考えて、以下の項目について留意事項をさまざまに列記してみました。園の地域や実情によって一律の表記は難しいために、あくまでもさまざまな例を示してみました。もちろん、この通りしなければならぬということではありません。各園が自園用に加除修正くださいませ、自園の留意事項としてご利用いただけるようでしたら幸いです。

教育研究委員長 加藤篤彦

幼稚園におけるコロナウイルス感染防止のための留意事項・例

幼稚園では、遊びと生活が保育の基盤になっているため、園児同士の接触や遊具の共有等が生じやすい環境にある。そこで本園では、新型コロナウイルス感染防止のために、以下の点に留意して保育を実施する。

【基本的な感染症防止対策】

- ・ 幼児及び教師のマスクの着用や換気、手洗いや消毒、咳エチケットの徹底等、基本的な感染症予防対策を実施する。
- ・ 幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいことが想定される。教師等が援助や配慮をしつつ、感染予防のための環境の工夫をする。園児には原則的にマスクの着用を促しつつ自分でマスクがつけられるようにしていく。

【幼児自身が感染症予防の必要性を理解し自分で対応できるようにするために】

- ・ 感染症から身を守るためにできることを、どの幼児も不安にならないようにしながら、保育実践を通して、皆と一緒に身につけるようにする。
- ・ 感染予防の大切さについてふさわしいやり方を伝えたり、一緒に考えたりして、幼児自身が自分や家族のためという意識が持てるようにしながら幼稚園生活の中に取り入れるような工夫ができるようにする。
- ・ 幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすようなルールの工夫を幼児と共に考える。

- ・発達段階に応じて、幼児自身が手や使った遊具の消毒ができるようにする。
- ・共有する遊具や物品で遊んだり、幼児同士が触れ合ったり、飼育物に触れたりする活動の場合は、必ず手洗いをする習慣へとつなげる。

【保育計画と実践での配慮】

○ソーシャルディスタンスを確保するために

- ・換気をした広い部屋（ホール・みんなの広場・廊下など）や園庭等を積極的に活用する。
- ・遊びや身体活動で寝転がるなどの活動をした場合には、その後に手洗い・消毒を必ず行うことを意識化するために保育計画（週案等）に位置付ける。
- ・幼児が遊びたくなる拠点を分散させる。
 - 例) ままごとを数か所用意する。
 - 例) 一か所で遊んでいる積み木を興味に合わせて場を分ける。
(線路づくり、高さ比べなど)
 - 例) コーナー遊びの場に椅子を用意（間隔確保）したり、机を増やしたり（人数制限）する。
- ・学級全員で触れ合うような活動は避け、幼児の集団規模に配慮した環境の構成や教師の援助を行う。
 - 例) 机や台を利用する際は、幼児が向かい合って活動しないように配慮する。
 - 例) 集まりの時間などには、椅子を用意し、間隔を確保する。
 - 例) 歌を歌ったり声を出したりする活動の際には、できる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないように配慮する。
 - 例) 遊具の片付け等では、幼児同士が近距離になる状況をできるだけ避けるようにする。
 - 例) 狭い室内で集まる活動は避ける。
- ・トイレは混雑しないように配慮する。
 - 例) 分散して行く。
 - 例) 個々のタイミングで行く。

○接触感染を避けるために

- ・手で目・鼻・口等を触らないよう指導する。
 - 例) 遊びで使う教材は個人のものを中心に使用し、共用の物は毎日、消毒をするとともに、遊びの節目ごとに手洗いをする。
 - 例) 個々の荷物は個々のロッカー等で管理する。
 - 例) おたより帳を一か所に集めない。
 - 例) コップはリュックのなかで管理する。

【食事での配慮】

- ・手洗い・手消毒・うがい（各自のコップ）を必ず行う。
- ・テーブルを拭く際は、次亜塩素酸水を使用する。
- ・給食は各自で受け取り、片づける。
- ・水分補給は水筒にて行う。
- ・給食の際は、机に向かい合って座ることがないようにする、もしくは向かい合う場合には、仕切りを用意し、飛沫が飛ばないように配慮する。
- ・園庭なども活用し、広い空間で食事がとれるようにする。
- ・使っていた箸やスプーンを落とした際は洗剤で洗う。

【家庭との連携】

- ・幼稚園で配慮したり、指導したりして取り組んでいることは、保護者に情報を提供し、家庭との連携の中で実施するように配慮する。
例）マスク着用の工夫を紹介する。
- ・帰宅後の手洗い・うがいや着替え、登園前の検温と体調確認、体調管理表の記入の徹底など、家庭との連携を密にする。
- ・マスクやハンカチの予備をリュックに用意してもらう。ハンカチの記名の再確認。
（マスクにも記名した方がよい。特に手作りマスク）
- ・廃品素材等の回収にあたっては、必要な素材や避けてほしい素材、素材の消毒などについて丁寧に案内し、実践してもらえようとする。
- ・マスク脱着しやすさを工夫してもらう（耳を出す髪型）
- ・水筒の取り扱いに慣れていない場合があるので練習する

【園舎環境における配慮】

- ・幼児の登園前、降園後に、消毒を徹底して行う。
幼児が触れる積み木などの遊具、ままごとコーナー、はさみやセロテープなどの物品、床、手すり、蛇口、トイレの便座、園庭の総合遊具の手すり、砂場の道具など。
- ・遊びや活動の前後には、共有して使用したものなどの消毒を行う。
- ・定時で消毒チェックシートの項目に沿って消毒を実施し、記入をする。
- ・遊具や幼児が使用する物品等の近くなど園内の適切な場所に消毒液を設置する。
- ・教員が消毒液を使いやすいように配置（携帯？）する。
- ・消毒液は園児があやまった使い方をしないように指導する。
- ・遊んだ後の足拭きなどに雑巾を使用する際は、1枚を共用しないようにする。

- ・共用のタオルや手拭きは用意しない。
- ・廃品等素材を利用する場合は、以前からある在庫を優先して使用する。
- ・手を洗ったり、排泄したりする順番を待つために並ぶ場所には、床に適切な距離を示すような表示を付けておく。
- ・保育室などは、広く天井の高い部屋でも、また人の密度が低い状態でも換気を行う。
- ・活動に際して、透明な衝立を置くなどの工夫が考えられる。
- ・ビニールプール等を活用する際は、学校環境衛生基準に基づき学校プールの水質の管理（遊離残留塩素 0.4 mg/l以上 1.0 mg/l以下であることが望ましい等）を徹底するとともに、活動中や更衣中の感染拡大防止のための3つの密を避ける。

【登降園での配慮】

- ・登降園の送り迎えにおいては、保護者同士が適切な距離をとるように周知する。
- ・保護者が集中しないように学年やクラスで時間差をつけた登降園にする。
- ・順番に並ぶ際は、床面に表示を付けて距離をとるようにする。

【ケガ・発熱・体調不良時の対応】

- ・ケガをした園児と、発熱などの体調不良の園児を処置する場を分ける。
- ・発熱などの体調不良の園児の処置をする際は・・・
- ・発熱などの体調不良の園児が使用した場はその都度、消毒を行う。
- ・発熱等、体調不良が確認された園児の保護者にはすぐに連絡し、迎えにきてもらう。
- ・園児のかかりつけ医を基本とすることをあらかじめ保護者と共有する
- ・かかりつけ医がない場合は、園が利用できる病院をあらかじめ確認しておく

小児科：

皮膚科：

外科：

眼科：

歯科：

【園バスを運行する際の配慮】

- ・園バスには、次亜塩素酸水、マスク、ビニール手袋、除菌シート、雑巾を常備する。
- ・バス運行前、登園、運行後には、換気、園児シート、窓、ドア等の消毒を行う。
- ・座席はかたまって座らないように配慮する。

【その他】

- ・皮膚に傷等がある場合には、そこから侵入し、感染する場合もあるため、皮膚に傷等がある場合は、その部位を覆うこと。

- ・教師が表情を見せたいような場合には、透明なフェイスマスク等の利用も考えられる。
- ・水分の摂取量が水筒では分かりづらいので、特に気を付け、空になった子には補充する。特に預かり保育を利用する場合は、昼に必ず補充する。